

平成25年第3回

幸手市教育委員会定例会会議録

| | | | | | | |
|-----------|-----------------------|------|----|--------------|------|----|
| 召集期日 | 平成25年3月12日(火)午前10時00分 | | | | | |
| 開会場所 | 市役所第2庁舎2階 第2会議室 | | | | | |
| 開会の日時・宣告者 | 平成25年3月12日(火)午前10時00分 | | | 梨本松男 | | |
| 閉会の日時・宣告者 | 平成25年3月12日(火)午後12時05分 | | | 梨本松男 | | |
| 委員出席状況 | 職名 | 氏名 | 摘要 | 職名 | 氏名 | 摘要 |
| | 委員長 | 梨本松男 | 出席 | 教育委員 | 赤川昌行 | 出席 |
| | 職務代理 | 石井澄江 | 出席 | 教育長 | 戸田幸男 | 出席 |
| | 教育委員 | 巻島幸男 | 出席 | 書記:大竹孝典・森藤真紀 | | |
| 議事参与者 | 職名 | 氏名 | | 職名 | 氏名 | |
| | 教育次長 | 成田博 | | | | |
| | 総務課長 | 木村卓朗 | | | | |
| | 学校教育課長 | 村田和夫 | | | | |
| | 生涯学習課長 | 金子光夫 | | | | |
| | 市民スポーツ課長 | 鈴木栄 | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |

| 会議事件名 | 顛末 |
|--|---|
| <p>開 会 午前 10 時 00 分</p> <p>日程第 1 前回会議録承認</p> <p>日程第 2 議 案 議案第 5 号 幸手市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則</p> | <p>委員長 開会を宣する。</p> <p>委員長 前回会議録の内容について質問を求める。 《質疑》 質疑なし。 《承認》 全員異議なく承認。</p> <p>総務課長 議案書により説明する。 《質疑》</p> <p>職務代理 説明にあった定数とは何の定数か。</p> <p>総務課長 市全体の職員定数のことで、この定数案を受けて生涯学習課と市民スポーツ課の統合を示された。この案を受けて、教育委員会として組織を定めることを提案するものである。</p> <p>職務代理 職員の定数が減ることによる統合ということによいか。</p> <p>総務課長 そのとおりである。</p> <p>職務代理 先ほどの説明の中で老人福祉センターの話があったが、社会教育課では、高齢者の生涯学習だけではなく福祉についても取り扱うのか。</p> <p>総務課長 生涯学習の考え方の中には、教育委員会が担うもの以外の部分も含まれることから、老人福祉センターを例としてお話しした。しかし、社会教育課が扱うのは、あくまで高齢者や子どもの生涯学習であり、福祉は管轄外である。</p> <p>職務代理 生涯学習課が行っていた事業をそのまま社会教育課として継承していくのであれば、説明の中で高齢者や子どもの生涯学習を特別に取り上げる必要はなかったのではないか。</p> |

| | |
|--|---|
| <p>議案第6号 幸手市小・中学校管理規則の一部改正する規則</p> | <p>総務課長</p> |
| | <p>生涯学習課から社会教育課に名称変更する理由としてご説明したものである。</p> |
| | <p>教育次長</p> |
| | <p>統合後の課名を生涯学習課とすると、市民スポーツの部分が隠れてしまうことから、両課に関係する社会教育課という名称としたものである。</p> |
| | <p>巻島委員</p> |
| | <p>生涯学習課と市民スポーツ課が統合することで、一体となった業務が行われることを期待している。</p> |
| | <p>赤川委員</p> |
| | <p>提案理由の中に内部組織の改革とあるが、どのような改革なのか。</p> |
| | <p>総務課長</p> |
| | <p>社会教育には、生涯学習課と市民スポーツ課で担っている部分があるが、これを一本化することで内部事務がよりスムーズに進むよう改革したものである。</p> |
| | <p>職務代理</p> |
| | <p>統合することで事務がスムーズに進むなどのメリットがある半面、デメリットもあると思うので、統合後の活動に支障がないよう進めていただきたい。</p> |
| <p>職務代理</p> | |
| <p>事務分掌の中で「(6)成人教育及び女性教育に関すること。」とあるが、最近はあまり使われない言葉ではないか。</p> | |
| <p>教育次長</p> | |
| <p>「成人教育及び女性教育」を「家庭教育」に改める。 《採決》 全員賛成により一部修正し議決。</p> | |
| <p>学校教育課長</p> | |
| <p>議案書により説明する。 《質疑》</p> | |
| <p>巻島委員</p> | |
| <p>共同実施組織が設置されることとなった経緯と運営予定について伺いたい。</p> | |
| <p>学校教育課長</p> | |
| <p>経緯と運営予定等について説明する。</p> | |
| <p>職務代理</p> | |
| <p>業務の効率化が進むのは大変良いことなので、更に教育へ</p> | |

| | |
|--|---|
| <p>議案第7号 幸手市文化財保護審議会規則の一部を改正する規則</p> <p>議案第8号 幸手市スポーツ推進委員の委嘱について</p> | <p>反映されることを望む。</p> <p>赤川委員 色々大変な面も出てくると思うが、教育委員会がリーダーシップをとって進めていただきたい。</p> <p>教育長 共同実施組織の設置背景等について補足説明する。 《採決》 全員賛成により原案どおり議決。</p> <p>生涯学習課長 議案書により説明する。 《質疑》 なし 《採決》 全員賛成により原案どおり議決。</p> <p>市民スポーツ課長 議案書により説明する。 《質疑》</p> <p>赤川委員 人選の条件について伺う。</p> <p>市民スポーツ課長 各体育協会の支部に適格者の推薦を依頼し、各支部の支部長からご推薦いただいている。また、知識経験者については、スポーツに理解のある方を再任させていただいた。</p> <p>赤川委員 再任に年齢制限や回数などの制限はあるのか。</p> <p>市民スポーツ課長 特に定めはない。</p> <p>教育次長 市全体では、新任の選任は70歳未満という決まりがある。しかし、再任についてはそういった制限が無くなっている。また、スポーツ推進委員の人選については、各支部に委ねていることから、ご理解いただきたい。</p> <p>委員長 委員の中には高齢な方もいることから、若い世代への交代を検討してもよいのではないか。</p> <p>教育次長 各支部の推薦については難しいが、知識経験者については今後、若い世代への交代も含めて検討していきたい。</p> |
|--|---|

議案第9号

平成25年度幸手市教育行政重点施策について

職務代理

組織の内部改革を機に今後、スポーツ推進委員の定員や活動内容なども再整理して検討していただきたい。

教育次長

平成25年度から2年間の任期なので、次回の委嘱までに再整理して検討していきたい。

巻島委員

後任を育てながら怪我のないような形でご尽力いただけるのであれば、大変ありがたい。

教育長

補足説明する。

《採決》 全員賛成により原案どおり議決。

教育長

議案書により説明する。

《質疑》

赤川委員

前文の内容等について伺う。

教育長

説明する。

赤川委員

第5次総合振興計画と実施計画の繋がり等について伺う。

教育長

説明する。

赤川委員

基本目標と具体的重点項目の繋がりや具体的重点項目の設定根拠等について伺う。

教育長及び教育次長

説明する。

赤川委員

具体的重点項目の具体的な内容等について伺う。

各所管課長

各課が所管する項目の具体的な内容等について説明する。

赤川委員

2学期制や土曜授業の実施を具体的重点項目として掲げた理由等を伺う。

学校教育課長

説明する。

| | |
|---|--|
| <p>専決報告第3号 教育長の専決処理に対する報告について</p> | <p>赤川委員 授業時数を増やすことで、何らかの形で結果が見出せるよう取り組んでいただきたい。</p> <p>学校教育課長 結果が数字として表れるよう努力したい。さらに、質の高い教育が行えるよう各学校を指導し、状況を見守っていききたい。</p> <p>《採決》 全員賛成により原案どおり議決。</p> <p>総務課長 ・幸手市教育委員会教育長事務決裁規程の一部を改正する訓令 ・幸手市教育委員会公文例及び文書管理規程について説明する。</p> <p>学校教育課長 ・幸手市日本語指導員取扱要綱 ・幸手市ふれあい相談員取扱要綱 ・臨時的な県費負担教職員の内申について説明する。</p> <p>《質疑》</p> <p>職務代理 勤務日数の根拠について伺う。</p> <p>学校教育課長 日本語指導員の派遣とふれあい相談員の配置については、初めての試みなので、とりあえず今回定めた日数で実施し、結果を見ながら次年度以降検討していきたい。</p> <p>巻島委員 ふれあい相談員が、学校や家庭、地域、さわやか相談員等と連携する時間や場所、機会を必ず設けていただきたい。</p> <p>教育長 日本語指導員とふれあい相談員について補足説明する。 《採決》 全員賛成により原案どおり承認。</p> |
| <p>日程第3 行政報告 1 教育長報告 2 事務局からの 主要な報告</p> | <p>教育長 教育長報告資料により説明する。 1 平成25年第1回幸手市議会定例会一般質問（教育関係等）の要旨</p> <p>総務課長 資料により報告する。</p> |

| | |
|---|---|
| <p>日程第4 協議事項</p> <p>1 次回定例会の日程について</p> <p>2 平成25年度定例会等会議日程(案)</p> <p>日程第5 その他</p> | <p>1 「桜の絵」の市内商店への掲示 学校教育課長 資料により報告する。</p> <p>1 「教育に関する3つの達成目標」の検証結果について 2 コンクール等の結果 3 3月中旬から4月初旬までの行事予定 4 吉田幼稚園の行事予定等</p> <p>生涯学習課長 資料により報告する。</p> <p>1 生涯学習課の3月の主な行事 2 公民館の2月・3月の主な行事予定、および2月の利用状況 3 図書館の2月利用状況と3月の事業予定</p> <p>市民スポーツ課長 第22回幸手さくらマラソン申込み状況と各施設の利用状況について、資料により報告する。</p> <p>《質疑》</p> <p>職務代理 「桜の絵」の市内商店への掲示方法について伺う。</p> <p>総務課長 桜祭りの期間中、各商店に桜の絵を貼っていただく。</p> <p>委員長 各委員の意見を調整した結果、次のとおり決定する。 第4回教育委員会定例会 日時 平成25年4月10日(水)午前10時～ 場所 市役所第2庁舎2階 第2会議室</p> <p>総務課長 資料により説明する。</p> <p>教育長 1 第2回教育委員会臨時会の日程と内容 2 平成25年度の定例会から説明員として施設長等を同席することについて説明する。</p> |
|---|---|

閉 会

午前 12 時 05 分

委員長

閉会を宣す。

| | |
|-------------------------|---|
| <p>他特に重要 と認める事項</p> | <p>なし</p> |
| | <p>上記会議の顛末を記載し相違ないことを証するため、ここに署名する。</p> <p style="text-align: right;">平成25年 4月10日</p> <p style="text-align: center;"> 委員長 梨本松男 署名委員 石井澄江 署名委員 巻島幸男 署名委員 赤川昌行 署名委員 戸田幸男 会議録調整職員 大竹孝典 </p> |